

## 1 概要

東日本大震災を教訓に、平成23年12月に津波防災地域づくりに関する法律(以下「法律」という。)が成立。法律に基づき、本県では令和4年5月に津波浸水想定を設定・公表し、これを踏まえて沿岸市町では津波ハザードマップの作成など、様々な津波防災対策に取り組んでいる。

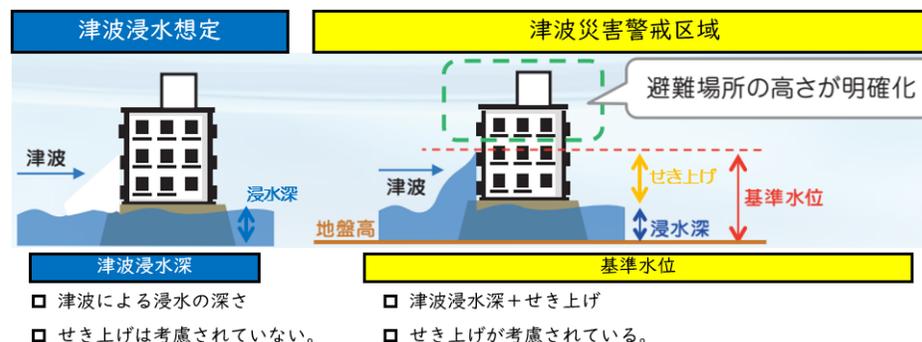
こうした津波防災対策に加え、今般、国から発表されている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震をはじめとした大規模津波災害への更なる備えを進めるとともに、社会資本整備総合交付金等を活用した事業の円滑な推進を図るため、新たに、県内の津波浸水想定のお浸水域を「津波災害警戒区域」に指定するもの。

## 2 津波災害警戒区域について

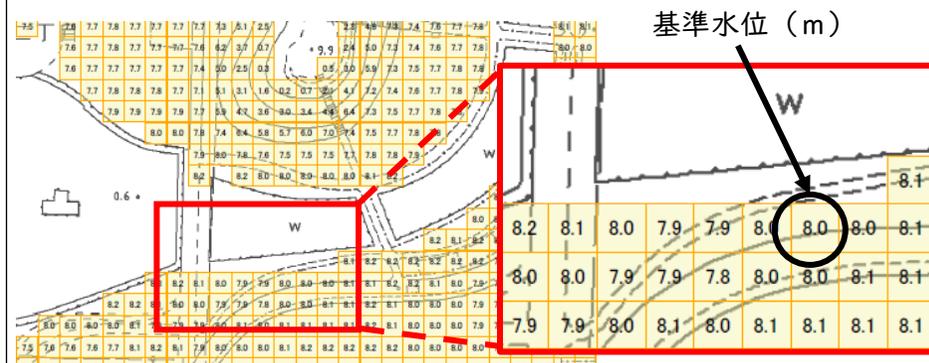
- 「なんとしても人命を守る」という法律の考え方のもと、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。
- 都道府県知事が指定するもので、40都道府県中29道府県で指定済み(令和7年10月31日現在)。※別紙参照
- 住宅等の建築や開発行為等の規制はない。
- 指定により津波の高さの表示が「基準水位」で表される。
- 指定後は下記の取組が必要となる。

- (1) 県及び沿岸市町の地域防災計画の改訂
- (2) 津波ハザードマップの修正
- (3) 沿岸市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設、学校等)における避難確保計画の作成・避難訓練の実施
- (4) 宅地建物取引業者が警戒区域内で宅地建物取引を行う際の「重要事項説明」の実施

## 【基準水位の概要】



## 【津波災害警戒区域の表示例】

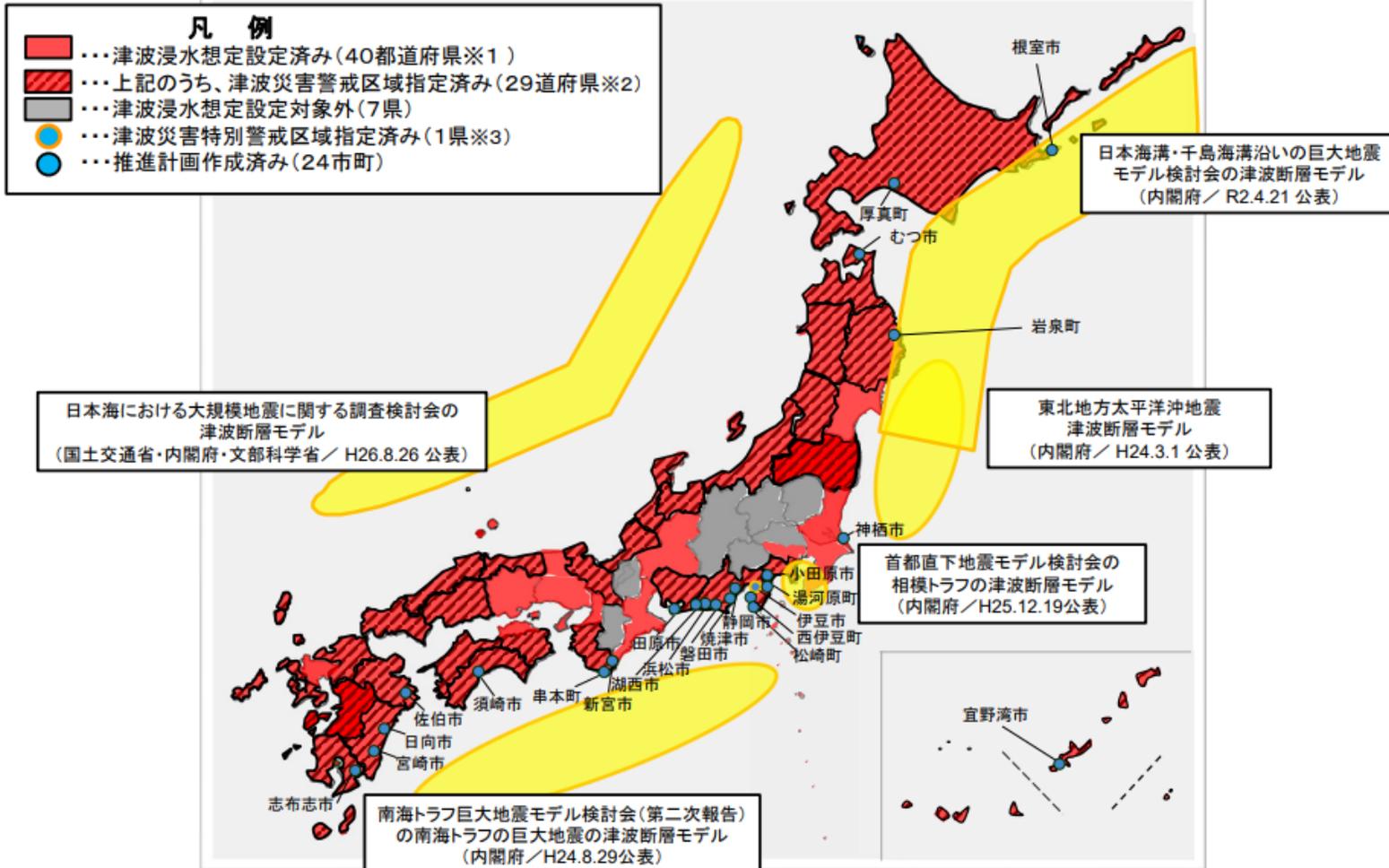


## 3 指定の手続き

- (1) 法律第53条第3項 関係市町村長への意見照会  
令和7年9月～11月に実施
- (2) 法律第53条第4項 指定の区域及び基準水位の公示  
令和8年3月に公示し、ホームページに公表予定

# 津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況

国土交通省  
令和7年10月31日現在



※1 東京都は島嶼部のみ ※2 神奈川県、静岡県、和歌山県、大分県、鹿児島県は一部の市町村において指定 ※3 静岡県伊豆市の1市にて指定